８　変更届出事項及び提出書類等一覧表

提出書類は、①の閲覧用と②の非閲覧用を分けてつづり、それぞれ3部（通常、合計6部）を提出してください。　③の確認資料はつづらず１部だけ提示してください（確認のみで提出不要）。

		①提出書類（閲覧用）																					②提出書類（非閲覧用）																			③確認資料		提出期限		
	【変更届作成方法】建設業許可の手引の注意事項や記入例を参照してください	表紙（変更届出用）※「閲覧」に○をする	変更届出書（一面・二面）（商号・所在地・役員等）	変更届出書（事業年度終了届用）	廃業届	役員等の一覧表	専任技術者一覧表	工事経歴書	直前３年の各事業年度における工事施工金額	使用人数	誓約書	健康保険等の加入状況	建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表	貸借対照表（法人用）	損益計算書・完成工事原価報告書（法人用）	株主資本等変動計算書	注記表	附属明細書	事業報告書	貸借対照表（個人用）	損益計算書（個人用）	定款	表紙（変更届出用）※「非閲覧」に○をする	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	常勤役員等の略歴書	常勤役員等の略歴書	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	専任技術者証明書（新規・変更）	資格証明書 実務経験証明書	指導監督的実務経験証明書	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	建設業法施行令第３条に規定する使用人の調書	株主（出資者）調書	届出書（経管・専技の削除等）	商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	事業税納付済額証明書（知事許可業者の場合）	**登記されていないことの証明書**（成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）※岡山法務局で取得（郵送なら東京法務局）※本籍地の記載は不要 又は医師の診断書	**身分証明書**（成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書）※本籍地の市町村役場で取得	商業支配人登記事項証明書	【健康保険及び厚生年金保険分】「領収書又は納入証明書」の写し・【雇用保険分】「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え＋「領収書」の写し	戸籍抄本（謄本）	＊7 健康保険被保険者証（社会保険）の写し	二週間以内	三十日以内	四か月以内
No	様式番号	—	22号2	—	22号4	1号別紙一	1号別紙四	2号	3号	4号	6号	7号3	11号	15号	16号	17号	17号2	17号3	—	18号	19号	—	—	7号	7号の2	7号別紙	7号の2別紙一	7号の2別紙二	8号	9号	10号	12号	13号	14号	22号3											
	令和2年10月様式変更・新設等		記載要領変更					記載要領変更	様式変更	様式変	様式変更	様式変更												様式変更	新設	様式変更	新設	新設				記載要領変更			様式変更											
	令和4年4月様式変更・新設等	修正						記載要領変更						様式変更		様式変更	記載要領変更				記載要領変更		修正																							
1	商号（法人）	○	○																				○													○									○	
2	名称（個人）	○	○																																										○	
3	営業所の所在地	○	○																				○													△*6									○	
4	従たる営業所の名称	○	○																				○													△*6									○	
5	①従たる営業所の新設	○	○				○				○	○	○										○						○	○	△*1		○			△*6		○	○		○*13		○	○		
	②従たる営業所の廃止	○	○				○					○	○										○												○	△*6					○*13			○		
6	①従たる営業所の業種追加	○	○				○																○						○	○	△*1												○	○		
	②従たる営業所の業種廃止	○	○				○																○						△*2	△*2					△*2								△*2	○		
7	資本金の額　*8	○	○																				○											○		○									○	
8	①役員等の追加・交替	○	○			○					○												○									○		△*9		△*6		△*10	△*10						○	
	②役員等の削除	○	○			○																	○											△*9		△*6									○	
	③役員等の氏名変更	○	○			○																	○									○		△*9		△*6						△*5			○	
	④役員等の役職変更	○	○			○																	○									○		△*9		△*6									○	
9	建設業法上の代表者変更	○	○			△*14																	○											△*9		△*6									○	
10	個人事業主の氏名変更	○	○																							△*15						△*15										○			○	
11	支配人の変更	○	○								○		○										○										○					○	○	○		△*5			○	
12	建設業法施行令3条の使用人	○	○								○		○										○										○					○	○			△*5		○		
13	常勤役員等（経営業務管理責任者等）	○	○																				○	いずれか該当するものを提出		△*11																△*5	○	○		
14	健康保険等の加入状況	○										○											○																		○*13			○		
15	①専任技術者（一般）	○	○				○																○						○	○												△*5	○	○		
	②専任技術者（特定）	○	○				○																○						○	○	△*1											△*5	○	○		
16	①事業年度終了報告（個人）	○		○				○	○	○		△*12	△*3							○	○		○														○									○
	②事業年度終了報告（法人）	○		○				○	○	○		△*12	△*3	○	○	○	○	△*4	△ 株式会社のみ			△*3	○														○									○
17	一部の許可業種について専任技術者を欠いたとき	○	○		○		○																○												○									○		
18	許可業種の全部廃業 ※提出は１部だけでよい				○																																								○	
19	許可業種の一部廃業	○	○		○		○																○						△*2	△*2					△*2								△*2	○		

注1）△*1：特定建設業許可業者において、１級の資格者等ではなく、指導監督的実務経験を有する者が専任技術者になる場合に必要。
注2）△*2：専任技術者を削除する場合で交替する者がいる場合は様式第8号・資格証明書・社会保険が、交替する者がいない場合は第22号の3が必要。
注3）△*3：変更があった場合のみ必要。
注4）△*4：資本金の額が1億円超、又は負債の部の合計額が200億円以上の法人についてのみ必要。
注5）△*5：婚姻等により氏名変更された場合に必要。
注6）△*6：登記事項となっている場合のみ必要。
注７）*7については直近の厚生年金標準報酬決定通知書(年金事務所の受付印のあるものに限る)でも可。
なお75歳以上の方等後期高齢者に該当する方は、平成20年4月1日から社会保険に替えて後期高齢者医療被保険者証、賃金台帳、源泉徴収票、常勤していること等の申立書が必要です（手引きp73参照）。

注８） ***8**については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を有する出資者のメンバーにも増減があった場合には、役員等の変更届の提出も併せて必要です。
注9）△*9：株主、出資者に変更があった場合のみ必要。
注10）△*10：追加になる役員（取締役、理事等）分のみ必要。株主、出資者、相談役、顧問のみに該当する場合は不要。
注11）△*11：第7号を提出する場合は第7号別紙を、第7号の2を提出する場合は第7号の2別紙一及び別紙二を提出。
注12）△*12：従業員数の変更があった場合のみ必要。
注13） **__△*13：従来は提示だったものが、令和2年10月から提出に変更。__**
注14）△*14：2人代表の場合など、いずれの役員も役職名に変更がない場合は添付不要。
注15）△*15：本人が経営業務管理責任者の場合は様式第7号別紙、支配人を置いている場合は様式第12号を提出。